

消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報

子どもでも簡単にできる後払い決済のトラブル

【事例1】

学生の娘が親に無断で、後払いできるプリペイドカードのアプリをダウンロードし、3万円分をチャージして買い物に使用した。その後、支払いを放置していたようで、弁護士事務所から債権譲渡通知書が届いた。

【事例2】

SNSで「簡単に稼げる副業サイト」の広告を見て連絡を取り「稼ぐためのマニュアル」を5千円で購入するように言われ、チャージ式プリペイドカードの後払い決済で支払った。マニュアルは役に立たず、サイト業者とも連絡が取れなくなった。私は中学生で、親には相談していない。

【事例3】

16歳の息子が後払い決済で洋服やアクセサリー、定期購入のサプリメントなどを次々と購入し、支払いをしていなかったようで督促状が何通も届いている。本人も総額は分からないと言っている。

先に商品を手に入れ、後でコンビニ等にて支払いができる「後払い決済サービス」は、クレジットカードを持たない人でも気軽に利用できる決済手段として消費者の関心が高いサービスです。

年齢制限を設けていない、利用条件が厳しくない、電話番号やメールアドレス等を入力するだけで利用できるようなサービスもあり、簡単なため、未成年者が本来は親権者の同意を得なくてはならないにも関わらず、安易に後払い決済をし、トラブルになったという相談が寄せられています。

学校の友だちやSNSで知り合った人から、決済のできるカードを作る方法を教わり作ってみたというケースもあり、日ごろから子どもと買い物のルールや決済の仕組み、お金の大切さを話し合うことが望まれます。

【消費者へのアドバイス】

1. 後払い決済サービスを利用する際は、親権者等の同意を得るようにし、支払えるか否かをしっかり考えましょう。
2. 滞納すると督促を受け、最終的に延滞金を加算されたり、次回以降利用できなくなったりする場合があります。支払いに問題がおきたら放置せずすぐに相談しましょう。

お困りの時は、北本市消費生活センターにご相談ください。

☎048-511-8800「月～金曜日（祝日・年末年始除く）10:00から12:00／13:00から16:00」

※土・日・祝日は局番なしの☎188へ（年末年始除く）